

平成26年4月からごみの処理が 新しい施設で行われます

Vol.1

完成イメージ



現在、鳥羽志勢広域連合は、ごみ処理施設を志摩市磯部町山田地区に建設しています。来年4月から鳥羽市・志摩市で発生する一般廃棄物（ごみ）の処理は、この施設で行われます。今月号からごみの分別方法や施設の利用方法などを順次お知らせします。

今回は新しいごみ処理施設の概要を紹介します。

環境課資源リサイクル係 ☎ 25 1149

施設概要

■建設場所

志摩市磯部町山田800番地ほか

■構成施設

①高効率ごみ発電施設

処理方式 シャフト式ガス化溶融方式
施設規模 95 t / 24 h (47.5 t / 24 h × 2 炉)

②リサイクルセンター

処理方式 破碎・選別・圧縮・梱包・減容・貯留
施設規模 47 t / 5 h

■処理対象物

- ①可燃ごみ ②不燃・粗大ごみ ③その他プラスチック製容器包装 ④ペットボトル
⑤ビン ⑥缶 ⑦紙（新聞紙・飲料用紙パック・段ボール・本雑誌）⑧雑紙
⑨白色トレイ・発泡スチロール ⑩廃蛍光管・乾電池

※①、②は高効率ごみ発電施設で処理し、③～⑨の資源ごみは、リサイクルセンターで選別などの作業を行い、搬出先の再生工場でリサイクル製品を作る原料などに生まれ変わります。

- 高効率ごみ発電施設とは・・・ごみ焼却時に発生する熱を利用して発電します。
発生した電力は施設で使用し、余剰電力は売電します。



施設建設地